

オフィスでステップアップしてみませんか！

宇都宮市まちづくりセンターまちぴあ オフィス入居団体募集

宇都宮市では、様々な活動主体の連携促進や市民活動団体の組織基盤の強化など多様な支援を行うまちづくり活動の拠点施設としてまちづくりセンター（愛称まちぴあ）を平成24年1月に開設しました。

当センターでは、市民活動団体の組織運営の自立や活動の活性化を支援するため、事務用スペースとして「オフィス」を設置し、入居団体を募集します。

「団体の活動拠点を確保したい！」「事業をもっと広げていきたい！」そんな思いを「オフィス」で実現してみませんか！



1 まちづくりセンターまちぴあ概要

- 1 所在地 宇都宮市元今泉5丁目9番7号
- 2 開館時間 平日・土曜：午前9時から午後9時30分
日・祝祭日：午前9時から午後5時
- 3 休館日 12月29日から翌年1月3日、保守点検による臨時休館（年2日）
- 4 施設（※は有料）
情報展示スペース，ミーティングルーム，研修室A※（18人），研修室B※（17人），研修室C※（30人），オフィス※（13区画），印刷室（コピー機※，印刷機※），ロッカー※，メールボックス※

2 オフィス概要

- 1 面積（1区画あたり） 3.15㎡（幅2.1m×奥行1.5m）
- 2 区画数 13区画
- 3 設備
 - (1) 事務机（片袖机） 1台（幅1.2×奥行0.7×高さ0.7m）
 - (2) 事務用椅子 1脚
 - (3) 書庫（引戸3段） 1台（幅0.9×奥行0.4×高さ1.1m）
 - (4) 電気コンセント 差込口1か所，消費電力15A以内
 - (5) 電話回線・インターネット回線引込み済（契約，支払及び電話機等の機器は使用団体負担）
- 4 使用料 1区画 3,130円／月
- 5 その他
 - ・利用時間は開館時間と同じです。
 - ・高さ約1.6mの仕切りがあります。
 - ・各ブースの施錠はできません。

3 応募資格

市民活動（市民による自主的で公益的かつ営利を目的としない活動）を行う団体（ボランティア団体やNPO法人など）であって、以下の条件のすべてを満たしているものとします。なお、法人格の有無は問いません。

- ア 事務所機能を必要とし、オフィスを主たる事務所として使用すること
- イ 規則や会則を持ち、継続的な活動が行われている、又はこれから行うこと
- ウ 原則5名以上で構成されていること
- エ 宇都宮市内で、主たる活動を行っていること、若しくは今後行うこと
- オ 法人（法人格を持たない団体の場合は代表者）は市税を完納していること
- カ 宗教活動を主たる目的としないこと
- キ 政治上の主義の推進・支持・反対を主たる目的としないこと
- ク 特定の公職者（候補者を含む）又は政党の推薦・支持・反対を目的としないこと
- ケ 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団構成員の統制の下にある者でないこと
- コ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないこと

4 使用期間

1 使用期間

- ・令和9年4月1日から令和10年3月31日
※使用期間は、年度（4月から翌年3月までの1年間）を単位とします。

2 通算で使用できる期間

- ・入居申請団体の区分に応じ、下表の通りとし、毎年度ごとに更新手続きを行います。

入居申請団体の区分	通算使用期間
新規申請団体	3年
入居実績あり（再申請団体）	2年

※ 年度途中で入居した場合の取扱いについては、使用期間が6ヶ月以上となる場合、1年間とみなします。

5 募集区画数及び使用区画

- 1 募集区画 11区画
- 2 使用区画 1団体1区画を原則とします。

6 使用申し込み

1 申込受付期間

令和8年10月1日～11月30日

2 申込方法

- ・所定の使用許可申請書に必要事項を記入し、下記の書類を添付してください。
- ・まちぴあ窓口に直接、申請してください。（郵送等での応募はできません。）
- ・応募用紙はまちぴあホームページからダウンロードすることができます。
- ・見学は随時受付しております。詳細は、まちぴあまでお問い合わせください。

3 提出書類（ア～カは必須）

ア 宇都宮市まちづくりセンターオフィス使用許可申請書

イ 市税の納付状況に関する書類

○市内の法人、又は法人格を持たない団体の代表者が市内にお住まいの方

・「使用許可申請者税務調査同意書」(使用許可申請書裏面)に記入押印してください。

○市外の法人、又は法人格を持たない団体の代表者が市外にお住まいの方

・「完納証明書」を提出してください。

※ 完納証明書：詳細は、各市町村の税証明担当窓口にお問い合わせください。

ウ 直近の事業報告書(新規立ち上げの団体等は事業計画書)

エ 直近の収支決算書(新規立ち上げの団体等は収支予算書)

オ 団体の会則・規約・定款の写し

カ 会員名簿、役員名簿など5名以上で構成されていることがわかるもの

キ その他(団体の活動内容等がわかるパンフレット、チラシ等)

※事業の内容等を確認するため、上記の以外の書類の提出を求める場合や、聞きとりを行う場合があります。

7 使用団体の決定

使用団体を決定する選考委員会を設置し、書類審査(第1次審査)とヒアリング(第2次審査)により、使用団体を決定します(オフィスの入居は、新規申請団体を優先します)。

なお、オフィスは、団体の活動の継続及び発展の支援を目的としていることから、オフィスの必要性に重点を置いた審査を行います。

- (1) オフィスの必要性及び使用による効果性
- (2) 団体の将来性
- (3) 活動の公益性
- (4) 組織運営の自立性・公開性

8 スケジュール

令和6年	10月1日～11月30日	入居団体募集
	12月上旬	第1次審査(書類審査)
	下旬	第2次審査(ヒアリング)
	※現在のところ12月23日を予定。確定次第、応募団体にご連絡します	
	12月下旬	審査結果通知
令和6年	2月中旬	入居団体説明会
	4月1日～	使用開始

9 使用にあたっての注意事項

- 1 使用料の納付
 - ・毎月末日までに翌月分の使用料をセンター窓口で現金により納入してください。
 - ただし、使用を開始する月の使用料については、使用を開始する日までに納入してください。
- 2 区画の決定
 - ・入居団体説明会の際に抽選により決定します。
- 3 事業報告書の提出
 - ・半年に1回程度、使用状況や団体の活動状況等について、事業報告書を提出していただき、センター内で掲示します。
- 4 意見交換会の実施
 - ・使用団体相互の交流促進とセンターの機能向上を目的として、定期的(年2回)

度)に使用団体、センター事務局等の意見交換会を開催しますので、積極的な参加をお願いします。

5 オフィスへの立ち入り

- ・センター事務局が施設の管理運営上必要があると認めた場合、オフィスに立ち入ることがあります。

6 禁止事項

ア オフィス及びブース設備（以下「使用許可財産」という）の転貸

イ 使用許可を受けた者の地位の譲渡

ウ 使用許可財産の形質の変更

エ 使用用途の変更

オ 使用許可財産を用いる営利活動、宗教活動、政治上の主義の推進・支持・反対を目的とする活動、特定の公職者（候補者を含む）又は政党の推薦・支持・反対を目的とする活動を行うこと。

※上記の行為等が疑われる場合にはセンター事務局がヒアリング等を行い、禁止事項に該当すると認められるときには使用許可を取消すことがあります。

7 使用許可の取消し

次の事項に該当する場合には、使用許可を取消す場合があります。

ア 宇都宮市まちづくりセンター条例又は宇都宮市まちづくりセンター条例施行規則に違反したとき。

イ 使用許可条件に違反したとき。

ウ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

エ 集団的に又は常習的に暴力的不当行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

オ オフィス等センター内の施設又は設備を汚損、又はき損するおそれがあるとき。

カ その他センターの管理上支障があると認められるとき。

キ 上記(6)に掲げる禁止事項に違反したとき。

8 使用の中止

- ・使用を中止する場合は、原則として1か月前までにその旨を所定の書面にてセンター事務局に申し出てください。
- ・使用団体の解散や活動中止など、応募資格の要件を欠くこととなった場合は、すみやかに使用を中止していただきます。
- ・年度の途中で使用を中止する場合の当該月の翌月以降の使用料は返還します。ただし、月の途中で使用を中止する場合の当該月の使用料は返還しません。

9 原状復帰

使用期間終了又は使用許可の取消を受けたときは、使用団体の負担により原状に回復していただきます。

【問い合わせ先】 宇都宮市まちづくりセンターまちびあ

〒321-0954 宇都宮市元今泉5丁目9番7号

TEL : 028 (661) 2778

URL: <http://www.u-machipia.org>